

医療費のお知らせ(医療費通知書)について

川崎市国民健康保険では、被保険者の方に日ごろの健康管理に十分注意していただき、医療費について関心をお持ちいただくため、国の指導に基づき、医療費のお知らせ(医療費通知書)を世帯主の方に送付しています。

令和5年1月～令和5年12月に医療機関等に受診した分を、令和6年2月中旬に送付予定です。

医療費のお知らせ(医療費通知書)は、
医療費控除の申告手続きに使用することができます。

マイナポータル
トップページ



マイナポータル(マイナンバーカード所持者向けサイト)から、医療費通知書の情報を閲覧することができます。詳しくは、パソコンやスマートフォン等からマイナポータルをご確認ください。

確定申告(医療費控除)に係るお問合せは、管轄の税務署へ!

出産被保険者の保険料の軽減措置について

届出が必要です。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を減額する制度が令和6年1月から始まりました。

| 減額対象月 | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 1か月後 | 2か月後 | 3か月後 |
|--------|------|------|---------|------|------|------|
| 単胎妊娠の方 | | | 出産(予定)月 | | | |
| 多胎妊娠の方 | | | 出産(予定)月 | | | |

※ 令和5年度分保険料においては、令和6年1月以降の期間に相当する保険料のみが減額対象です。

※ 出産する国保加入者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額の合計額が、その世帯の保険料の年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

| | |
|----------|---|
| 対象となる方 | 出産する予定又は令和5年11月1日以降に産出した国保加入者の方。 ※ 妊娠85日(4か月)以降の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。) |
| 減額内容 | 単胎妊娠の方: 出産(予定)月の前月から4か月間の所得割額と均等割額。 多胎妊娠の方: 出産(予定)月の3か月前から6か月間の所得割額と均等割額。 |
| 届出受付期間 | 出産予定日の6か月前から届出ができます。 ※ 出産後の届出も可能です。 |
| 届出に必要なもの | ○ 国民健康保険被保険者証 ○ 母子健康手帳等(出産(予定)日や妊娠の状態がわかるもの) ※ 出産後の届出の場合、国保加入者と子の親子関係が確認できるもの(出生届出済証明がされた母子健康手帳等)が必要です。 |
| 届出窓口 | 区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当 |

川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び
第4期特定健康診査等実施計画(案)に関する意見募集について

川崎市国民健康保険では、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査等実施計画と、保健事業を効果的かつ効率的に実施するためのデータヘルス計画を一体的に策定した『川崎市国民健康保険 第2期データヘルス計画(第3期特定健康診査等実施計画)』に基づき、保健事業を実施してまいりました。

この度、両計画の計画期間が令和5年度末で終了するため、計画期間の取組結果や目標の評価を踏まえ、目標達成に向けた効果的な施策展開を行うため、川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画(案)を作成しましたので、パブリックコメントを実施し、幅広く被保険者の皆様の御意見を募集します。

詳しくは川崎市ホームページ「意見公募(パブリックコメント)」のページを御覧ください。



意見募集のホームページ
はこちら

健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を
健康保険証としてぜひお使いください！



① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

(※なお、新しい保険者への加入手続は必要です。)

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
写真証明機からの申請

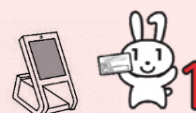


STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178:24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

2024（令和6）年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、
マイナンバーカードと一本化する方向で、検討が進められています

（2023（令和5）年12月時点）

マイナンバーカードをなくしたり、
手元にない場合は？

- 2024（令和6）年秋以降は、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、**ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付**する方向で、検討が進められています。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から**最長1年間（有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで）**使用することができる方向で、検討が進められています。

マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です！



厚生労働省
ホームページ

※厚生労働省 HP でもご利用可能な
医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178

40歳から74歳の国保加入者の皆様へ 特定健診のご案内

川崎市国民健康保険では、40歳以上の加入者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」（特定健診）を毎年度実施しています。無料で受診できますので、ご自身の健康管理のために特定健診を受けましょう。対象者の皆様あてに受診券をお送りしております。

紛失された方は再発行いたしますので下記コールセンターへお問い合わせください。

また、健診結果により、生活習慣の改善が必要な方には、医師・保健師・管理栄養士等の専門職が生活習慣改善のサポートを行う「特定保健指導」を実施しています。利用料は無料です。



※前年度の健診結果により、生活習慣病の発症や重症化の可能性のある40歳以上の加入者を対象として「生活習慣病重症化予防事業」を実施しています。当事業の対象となった方には別途お知らせを郵送するなど御連絡させていただきます。

※川崎市では、多くの方が特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見と予防をしていただくために、手紙、電話、SMS（ショートメッセージサービス）による受診勧奨を行っています。

お問合せ：川崎市がん検診・特定健診等コールセンター

044-982-0491

ご利用時間

平日：8時30分から17時15分まで 第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで ※年末年始・祝日は除きます。
※ 通常の通話料がかかります。

受託事業所：株式会社アイ・シー・アール

国民健康保険料の訪問収納民間委託について

川崎市では、国民健康保険料納付忘れの方に対して、川崎市が委託する事業者より、お電話やSMS（ショートメッセージサービス）によるご案内やご自宅への訪問収納を実施しております。

訪問員は、身分証を携帯しており、必ずお見せします。訪問員が、民間事業者名義の振込口座を指定した請求書の送付や、金融機関のATM（現金自動預け払い機）の操作案内はしません。

国民保険料の納付は口座振替で！

① 金融機関の窓口でのお申し込み

市内金融機関の窓口に着用している口座振替納付依頼書を記入し、金融機関の窓口で直接お申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までの申し込みで、翌々月より振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●通帳 ●口座届出印

② Webでのお申し込み（Web口座振替受付サービス）

川崎市ホームページ「国民健康保険料の納付方法について」ページ内の「Web口座振替受付サイト」リンクからお申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までの申し込みで、翌々月より振替を開始します。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード

●本人認証に必要な情報

※金融機関により異なります



〔国民健康保険料の納付方法について〕

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120695.html>

③ 区役所・支所の窓口でのお申し込み（ペイジー口座振替受付サービス）

区役所保険年金課・支所保険年金担当の窓口で口座振替納付依頼書を記入してお申し込みください。

〈振替開始時期〉月末までの申し込みで、翌月より振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード ●暗証番号

※キャッシュカードの種類により取り扱えない場合があります。

口座振替に関するお問い合わせ先

川崎市保険コールセンター 044-200-0783

受付時間 平日 8:30～17:15 第二・第四土曜日 8:30～12:30 ※年末年始を除く

お申し込み可能な金融機関（令和5年11月1日時点）

| 金融機関名 | ① 金融機関 | ② Web | ③ 区役所・支所 |
|-------------|-----------|----------|-------------|
| みずほ銀行 | ● | ● | ● |
| 三菱UFJ銀行 | ● | ● | ● |
| 三井住友銀行 | ● | ● | ● |
| りそな銀行 | ● | ● | ● |
| 群馬銀行 | ● | ● | × |
| きらぼし銀行 | ● | ● | ● |
| 横浜銀行 | ● | ● | ● |
| 東日本銀行 | ● | ● | × |
| 神奈川銀行 | ● | ● | × |
| 静岡中央銀行 | ● | ● | × |
| 横浜信用金庫 | ● | ● | ● |
| 川崎信用金庫 | ● | ● | ● |
| さわやか信用金庫 | ● | ● | × |
| 芝信用金庫 | ● | ● | ● |
| 城南信用金庫 | ● | ● | × |
| 世田谷信用金庫 | ● | ● | ● |
| みずほ信託銀行 | ● | × | × |
| 八千代信用組合 | ● | × | × |
| 神奈川県医師信用組合 | ● | ● | × |
| 横浜幸銀信用組合 | ● | × | × |
| 中央労働金庫 | ● | ● | ● |
| セシザ川崎農業協同組合 | ● | ● | ● |
| ゆうちょ銀行 | ● | ● | ● |

お問合せは、
コールセンターを
ご利用ください

国民健康保険・後期高齢者医療の制度全般や
介護保険料に関するお問合せは、

「川崎市保険コールセンター」へ

おなやみ
☎044-200-0783

ご利用時間

平日：8時30分から17時15分まで
第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで

※ 土曜（第2・第4土曜を除く）、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。
※ ご利用には、通話料がかかります。